

平成20年5月から

社会保険事務所の窓口での 現金(保険料)領収を 廃止しました。



年金記録問題につきまして、皆様には大変なご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

社会保険庁におきましては、コンビニ納付やクレジットカード納付の導入など、納めやすい環境づくりに取り組み、下記のように納付方法の多様化も進んでまいりました。

今般、これらの納付方法による納付を促進するとともに、不適切な取扱いの再発防止策の一環として、平成20年5月から、原則として社会保険事務所の窓口における国民年金保険料の現金領収を廃止することいたしました。

今後の国民年金保険料の納付につきましては、次の方法により納付していただきますよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

①国民年金保険料納付書による納付

<納付場所>

- 全国の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協・漁協等の金融機関
- 郵便局
- コンビニエンスストア

②口座振替による納付

<申し込み手続きを行う窓口>

- 全国の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協・漁協等の金融機関
- 郵便局
- 社会保険事務所

③クレジットカードによる納付

<申し込み手続きを行う窓口>

- 社会保険事務所
- ※ご利用につきましては、社会保険事務所にお尋ねください。
(四日市社会保険事務所 (353-5513))

④電子納付 (Pay-easy) が利用できます

国民年金保険料の納付書は、Pay-easy (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。Pay-easy (ペイジー) がご利用いただけるかどうかは、納付の際にご利用の金融機関にお問い合わせください。

(注) 社会保険事務所から保険料の督促等をした場合などは、当分の間、社会保険事務所の窓口でも現金による納付を受け付けます。

社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>)

厚生労働省・社会保険庁